

# 保育所保育指針の変遷に関する一考察 —領域「環境」の保育内容に着目して—

A study on the transition of childcare nursery policy  
—Focusing on the area of “environment” in childcare—

天 野 佐知子 (人間科学部こども学科助手)

Sachiko AMANO (Faculty of Human Sciences, Department of Child Study, Teaching Associate)

## 〈要旨〉

本研究は、保育所保育指針の改定を手がかりに、保育所保育指針が1965（昭和40）年に策定されてから2017（平成29）年に4度目の改定がなされるまで、どのような変遷過程をたどってきたのかについて、社会的背景も含めて明らかにすることを目的とする。また、保育内容が社会環境と密接に関係している領域「環境」が各改定においてどのように扱われてきたのかを保育所保育指針の変遷過程から検討する。その結果、保育所保育指針には策定時から一貫して、保育所保育の特性は「養護と教育を一体的に行うこと」と示されていることが分かった。また、その時の社会状況に応じて、乳児保育や子育て支援等、保育に対する要請を受け止め、社会的役割を担ってきた過程が確認された。領域「環境」における保育内容は、社会の変化とともに自然や伝統といった子どもたちにとって身近な存在ではなくなった対象を保育の中に取り入れるよう示されてきたこと、「自然」とのかかわりについて表記されたのは3歳以上児に対してのみであったことが確認された。

## 〈キーワード〉

保育所保育指針, 領域「環境」, 保育内容の変遷

## 1 目的

2017（平成29）年に保育所保育指針が改定された。同時に、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も改訂され、保育に関して大きな節目の年となった。昨今、保育に対する社会的要請が強くなっており、厚生労働省は「子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な質の高い支援を実現するため、消費税財源も活用して、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進」することを、改定された保育所保育指針に盛り込んだ（厚生労働省、2017）。現在、保育所は全国に約2万3千カ所存在し、約200万人の乳幼児が利用している（厚生労働省、2018）。その数は幼稚園や幼保連携型認定こども園等の他の保育施設に比べ、圧倒的に多くなっている。児童福祉施設である保育所は、これまでも社会における保育に対する様々な要請を受け止め、中心となって「子ども・子育て支援」の役割を担ってきたことであろう。保育所保育指針にはその時代における社会情勢が反映されていることが考えられる。余公（2011）、早瀬・山本（2016）

は、保育所保育指針改定の変遷過程を明らかにしているが、改定の過程における社会的背景には言及していない。また、後藤（2018）は、幼稚園教育要領と保育所保育指針の変遷について、領域「環境」に着目して研究しているが、詳細な変遷過程については明らかにしていない。

そこで、本研究は、保育所保育指針の改定を手がかりに、保育所保育指針が1965（昭和40）年に策定されてからどのような変遷過程をたどってきたのかについて、社会的背景も含めて明らかにすることを目的とする。また、保育内容が社会環境と密接に関係している領域「環境」が各改定においてどのように扱われてきたのか、また、どのような変更点が見受けられるのかを保育所保育指針の変遷過程から検討する。

## 2 方法

### 2-1 検討対象

1965（昭和40）年から2017（平成29）年に厚生省及び厚生労働省より通知あるいは告示された保育所保育指針を検

指対象とする。対象とした指針を以下に示す。

#### 検討対象とした保育所保育指針

1965 (昭和40) 年通知「保育所保育指針」
1990 (平成2) 年通知「保育所保育指針」
1999 (平成11) 年通知「保育所保育指針」
2008 (平成20) 年告示「保育所保育指針」
2017 (平成29) 年告示「保育所保育指針」

## 2-2 検討方法

指針改定の背景及び各指針において示された領域「環境」における保育内容を精査し、各改定による変更点を考察する。

## 3 結果と考察

### 3-1 保育所保育指針の変遷過程

保育所保育指針は、1965 (昭和40) 年8月に当時の厚生省が策定し、1990 (平成2) 年3月に第1次改定、1999 (平成11) 年10月に第2次改定が行われた。これらは厚生省からの通知であり、強制力は存在しなかったが、2008 (平成20) 年3月に厚生労働省 (2001 (平成13) 年発足) より告示、改定され、法的拘束力を伴うようになった。そして、新しい保育所保育指針が2017 (平成29) 年3月に告示された。

1965 (昭和40) 年に策定された保育所保育指針は、「各保育所が保育内容の充実をはかるにあたって、参考とするもの」とされ、法的拘束力は伴わないものの、厚生省児童家庭局から発表された、保育所の内容に関する国のはじめての基準であった。昭和30年代、核家族が増えていく中で、乳幼児をかかえた母親たちの就労をどう保障するかという問題が顕在化していき、保育所は2つの面で対応を求められることになった。一つは、0、1、2歳といった低年齢の子どもたちをかかえて勤務する女性の保育ニーズに応えるための乳児保育の問題、もう一つは夜遅くまで勤務する女性の就労を保障するために長時間保育をどう実現していくかという課題であった (岡田, 2014)。また、幼稚園の教育内容に関する基準を定めた幼稚園教育要領が文部省より刊行されていたことも受け、1963 (昭和38) 年7月に中央児童福祉審議会保育制度特別部会が「保育所および幼稚園に入所している子どものいずれを問わず、必要な同一水準の幼児教育が与えられるべきで、そのための設備・保育内容の充実などの配慮がなされる必要がある」と指摘したことが保育所保育指針策定の背景にある。

そのようにして策定された保育所保育指針では、第1章「総則」に「保育の原理」という項目が設けられ、「保育の目標」、「保育の方法」、「保育の環境」が示された。「保育の目標」では、「くつろいだふんい気のなかで、情緒を安

定させ、心身の調和的な発達を図ること」等、全7項目が明記された。保育所で大半の時間を過ごす子どもたちを考慮し、子どもの健康保持に必要な活動についての記述が強調され、保育所における保育が、養護と教育とが一体的に行われるように留意されている。保育内容は、1歳3か月未満、1歳3か月から2歳、2歳、3歳、4歳、5歳、6歳の7つの年齢段階に区分され、それぞれの発達に応じた領域別に示された。領域は、1歳3か月未満、1歳3か月から2歳までが「生活・遊び」(生命の保持に直接関係のある活動としての「生活」とそれ自身を目的とした活動としての「遊び」)、2歳が「健康・社会・遊び」、3歳が「健康、社会、言語、遊び」、4歳および5歳、6歳が「健康、社会、言語、自然、音楽、造形」であった。4歳以上の領域は、1956 (昭和31) 年に刊行された幼稚園教育要領に示された6領域と整合性を図ったものである。各年齢別に「保育のねらい」が示され、その上で領域別に「望ましいおもな活動」と「指導上の留意事項」が例示された。領域別に保育内容が示されたが、「子どもの活動は総合的に行われているから、その活動をひとつの領域だけに限って取り扱うことは適切ではない。」と留意されている。しかし、領域を小学校の教科のようにとらえ、その領域ごとの知識・技能を子どもに一齐に教え込む指導風景が支配的となった (岡田, 2014)。このような間違っただけの受け止め方は、幼稚園でも同様の動きが見られた。

保育所保育指針が策定されてから25年後の1990 (平成2) 年、1回目の改定が行われた。この間、都市化の進展や核家族化および少子化の進行、婦人就業の増大、情報化の進展等の社会変動に伴い、家庭や地域社会における子どもの養育環境は大きく変化していた。そのため、保育に対する需要も多様化し、例えば、1982 (昭和56) 年には、厚生省がモデル的に延長保育1,000カ所、夜間保育30カ所の実施を決定した。そのような社会的背景も影響し、保育所保育指針が改定された。改定保育指針では、需要が増していた、乳児保育や障害児保育、延長保育、夜間保育について明示された。また、保育所保育の特性である養護の内容を基礎的事項として全年齢にわたって示し、加えて、3歳以上児で幼稚園教育要領に示す新しい5領域 (心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」) の内容を保育所保育における教育の領域として導入した。なお、3歳未満児では5領域を配慮して示すという工夫がなされた。

社会の変化に応じた内容が組み込まれた改定保育指針ではあるが、その基礎に大きな変更は見られなかった。第1章「総則」は前保育指針と構成に変更はなく、「保育の原理」

として「保育の目標」、「保育の方法」、「保育の環境」が明示された。内容についてもほとんど変更は見られず、「保育の目標」の「人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」に関してのみ、下線部が新しく付け加えられた。第2章において「子どもの発達」という項目が新設され、6か月未満児、6か月から1歳3か月未満児、1歳3か月から2歳未満児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児、6歳児の保育の内容（発達の主な特徴、ねらい、内容、配慮事項）が示された。前保育指針において「1歳3か月未満」でまとめられていた年齢区分が、「6か月未満児」と「6か月から1歳3か月未満児」に分化された。これは、乳児保育が増えて、需要が高まったことによる変更であろう。保育の目標をより具体化したものを「ねらい」とし、「保母が行わなければならない事項」（養護）及び「子どもが身に付けることが望まれる心情、意欲、態度などを示した事項」（教育）を「内容」として明示された。3歳未満児については、5領域はその発達の特性からみて各領域を明確に区分することが困難なことが多いため、5領域に配慮しながら基礎的な事項とともに示してある。前保育指針では「保育内容」を「望ましいおもな活動」で示していたが、改定保育指針では「保育の内容」と改めて、各年齢に応じた「ねらい」と各領域に関する「内容」で示している。具体的な行動の内容が示されていた前保育指針と比べると、改定版は内容が抽象的でつかみにくいかもしれないが、子どもの実態に合った保育を創造することが可能である。

1999（平成11）年改定版では、法改正や条約批准にかかわる変更点が見受けられた。1990（平成2）年の児童福祉法の改正で保育士の業務規定が設けられ、保育士は「子どもを保育すること」はもちろん、「保護者を支援・指導すること」が業務となったことが反映された。第13章「保育所における子育て支援及び職員の研修など」の項目が新設され、子育て相談および指導の実施について明記された。また、子育て支援（一時保育、地域活動事業、乳幼児の保育に関する相談および助言）に伴う職員の研修についても記された。加えて、1994（平成6）年3月に日本が「児童の権利に関する条約」を批准したことを受け、子どもの人権の尊重が強調された。第1章「総則」の「保育の方法」において、「子どもの人権の尊重」と「文化の違いの理解と異文化の尊重」、「性別による役割分業意識を固定化する保育の排除」、「子どものプライバシーの尊重」に関する記述が新たに追加された。他にも、前保育指針まで使われていた「保母」の表記が「保育士」に変更された。1998（平成10）年に児童福祉法施行令が改正され、「保母」も「保父」も「保育士」と名称が統一されたことによるものである。

また、社会の今日的課題である、ジェンダーと保育、虐待や子育て支援、アトピーやアレルギーへの対応にも詳細な記述が取り入れられていた。アレルギーに関しては、1995（平成7）年の厚生省の調べで、幼児のほぼ40%がアレルギー疾患であることが判明しており、1998（平成10）年には、保育園児の12.6%が食物アレルギーであると、同じく厚生省が報告している。加えて、乳幼児突然死症候群の予防や児童虐待の対応に係る記述が詳細に明記されていた。第3章「6か月未満児の保育内容」の「配慮事項」において「睡眠に当たっては、保育室から離れることなく、環境条件や衣類、寝具のかけ方などに注意するとともに、仰向けに寝かせ、呼吸や顔色、嘔吐の有無など睡眠時の状態をきめ細かに観察し、記録する。」とし、乳幼児突然死症候群に触れている。第12章の「健康・安全に関する留意事項」においても乳幼児突然死症候群について詳しく説明されており、強調されている。1992（平成4）年、乳幼児突然死症候群が日本での1歳未満の乳幼児の死亡原因で最も多いことが判明し、その予防に警鐘を鳴らしていることがうかがえる。このように、保育に関する社会の動きが影響した変更点が多く見受けられた。また、改定版の保育指針にてはじめて、「総則」において「保育を専門とする職員が保育する」との規定が加わり、保育士は子どもを預かるだけではない、独自の専門性が求められることが明記された。保育に対する社会的要請が増し、さらに保育士の専門性が問われる時代へと変化していく。

続く2008（平成20）年の改定では、前述したように、規範性を有する指針としての位置づけを明確にするため、厚生労働大臣告示として定められた。第1章「総則」には「保育所の役割」と「保育所の社会的責任」が新たに明記され、保育所のあり方が明確化された。親の育児不安や子どもへの虐待が深刻化する中で、地域の子育て支援拠点としての機能を充実させることがねらいである。「保育所の役割」には、養護と環境とを一体的に保育を行うこと、保育士の専門性を生かして保護者および地域の子育て家庭に対する支援の役割を担うこと等について示された。また、小学校との連携にあたり、「保育所児童保育要録」を小学校へ送付することが義務付けられた。他にも、保育実践の組織性および計画性を高めるための「保育課程」の編成や食育の重要性に関する記述が新たに確認され、前保育指針から大幅な変更がうかがえる。

これまで年齢区分ごとに示されていた保育内容が、年齢区分は表記することなく1つにまとめて示されるようになった。養護と教育に関わる「ねらい」23項目及び「内容」65項目がそれぞれに示された。「養護に関わるねらい及び内容」は「生命の保持」、「情緒の安定」の項目において示され、「教育に関わるねらい及び内容」は5領域ごとに「心

情]、「意欲」,「態度」で示されている。「示されている『内容』の趣旨を踏まえ、目の前の子どもの育ちゆく姿を見通し、0歳から6歳までの発達過程や発達の連続性を考慮し、各保育所の保育理念や保育方針、地域性などを反映させながら保育の内容を創り出していくことが望まれる」と解説された。子どもの発達は一人一人個人差があり、年齢による区別は難しいことから、このような表記になったことがうかがえる。しかし、乳児に応じた保育内容の表記が大幅に減少したことが見受けられる。これまで明確な年齢区分別において、具体的に保育内容が示されていたことを考慮すると、保育者は実践における参考を何に頼ればよいのか、戸惑ったのではないだろうか。

2017(平成29)年は、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3法令が同時に改定(訂)された大きな節目の年となった。核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化したことを受け、3歳以上児の教育の共通化が図られた。また、2015(平成27)年に、子ども・子育て支援新制度が施行され、1,2歳児を中心に保育所利用児童数が大幅に増加したことから、乳児および3歳未満児の保育に関する記載の充実が確認された。第1章「総則」に「養護に関する基本的事項」が新設され、「養護の理念」が示された。前保育指針では「保育の内容」において示していた「養護に関わるねらい及び内容」が「総則」に変更されたことから、養護は保育所保育の基盤であり、重要視されたことがうかがえる。また、「保育の計画及び評価」についても総則で明示された。加えて、今回新たに「育みたい資質・能力」3項目と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」10項目が記された。

保育の内容は、「乳児保育に関わるねらい及び内容」,「1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容」,「3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容」の3項目に区分され表記された。「乳児保育に関わるねらい及び内容」では、「基本的事項」で主な発達をとらえ、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」、精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」の3つの視点からねらい及び内容が示してある。幼稚園教育要領の構成と同じく「アねらい」,「イ内容」,「ウ内容の取扱い」が示され、これら保育の内容は、「総則」で示された養護における生命の保持と、情緒の安定に関わる保育の内容と一体となって展開されるものであることが留意されている。今回同じく改訂された、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の「乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容」と全く同じ文言となっている。「1歳以上3歳未満児の保育に関わる

ねらい及び内容」,「3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容」では5領域でねらい及び内容が示されている。保育所保育指針において、3歳未満児の年齢区分で領域の視点が示されたのは初めてである。

### 3-2 領域「環境」の変遷過程

保育所保育指針において、領域「環境」が出現したのは第1回目の改定が行われた1990(平成2)年版である。1965(昭和40)年策定の保育所保育士指針では、4歳以上の保育内容として、領域「自然」があり、これが領域「環境」の基であったことがうかがえる。領域「自然」の保育内容を確認すると、「望ましいおもな活動」が「自然事象など」と「数・量・形など」の2つに分けて示されている。「5才児の保育内容」を例示すると、「自然事象など」に関する活動では「身近な動植物に興味を持ち、その世話をする」,「山川、気象、天体などの自然の事象に親しみ、その美しさに気づく」等6項目、「数・量・形など」に関する活動では「具体的な事物を見て、形や位置にとらわれなくて、量の大小を比べる」,「簡単な数の範囲で、具体的な事物を数えたり、順番を言ったりする」等7項目が示された。5歳児における「望ましいおもな活動」という項目で活動の内容が具体的に示されているため、分かりやすいが、子どもの姿を限定的にとらえ、到達目標と解釈してしまわないかが懸念される。また、子どもの発達を考えると、高度な内容が含まれていると感じられた。実際に現場の保育士からは「細かすぎて抵抗を感じた」との意見も出ていたようだ(本吉,2014)。

続く、1990年(平成2年)通知の保育所保育指針において、3歳以上児の保育内容にて領域「環境」の視点が置かれた。時代の変化に伴い、あそび場と自然環境の減少により、多様な人間関係を体験する機会や直接体験の機会の不足が訴えられていた。領域「環境」の内容は、前保育指針の領域「自然」からその概念を引き継ぎ、全12項目で構成されていた。5歳児の保育の内容を見てみると、前保育指針と比べて、「身近な公共施設や交通機関などに興味や関心を持つ」,「家庭、保育所、地域の行事に喜んで参加する」,「祝祭日などに関心を持ち、生活に取り入れて遊ぶ」等が新たな内容として追加された。また、「配慮事項」という項目が新設され、保育における具体的な視点や留意事項が示された。

1999(平成11)年通知の保育所保育指針を見ていく。この頃、情報化の進展により、子どもの直接体験が著しく不足し、自然との触れ合いの重要性が提唱されていた。文部省より出された「時代の変化に対応した新しい幼稚園教育の在り方について」という報告書では、「自然体験、社会体験などの直接的、具体的生活体験を重視すること」と報告

された(森上, 2000)。そこで、1998(平成10)年改訂の幼稚園教育要領では、領域「環境」の「内容の取り扱い」において「幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然とのかかわりを深めることができるよう工夫すること」と新たに留意された。しかし、保育所保育指針においては、前保育指針と比べ、若干の変更は見られるが、内容は文言もほとんど同じであり、大きな変更点は見られない。5歳児の保育内容において、「身近にいる大人が仕事をしている姿を見て、自らも進んで手伝いなどをしようとする」が追加された。

2008(平成20)年に告示された保育所保育指針では、大きな変更点が見受けられた。保育内容は領域ごとに「ねらい」と「内容」を示し、教育における「領域」の視点がより明確に示されたように感じられた。「環境」を「周囲の様々な環境に好奇心や探求心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う」とし、「ねらい」3項目、「内容」12項目について明示した。「内容」の12項目のうち、3項目が「自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く」等と自然について言及している。前保育指針と比べると、自然と触れ合うことが重要視された内容となっていることがうかがえる。また、「安心できる人的及び物的環境の下で、聞く、見る、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする」を含めた3項目以外は幼稚園教育要領の領域「環境」と同じ内容となっている。教育に関わる内容が、領域の視点を強調した構成となっており、その大部分が3歳以上児を対象とした内容となっていることがうかがえる。3歳未満児に対する教育に関わる内容がわずしか示されていないことが確認された。

2017(平成29)年に告示された保育所保育指針では、領域の視点がはじめて「1歳以上3歳未満児」において示された。領域「環境」の「ねらい」には「身近な環境に親しみ、触れ合う中で、様々なものに興味や関心をもつ」、「様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりしようとする」、「見る、聞く、触るなどの体験を通して、感覚の働きを豊かにする」とある。「内容」についても「安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする」等6項目が示された。年齢別の項目において、発達に応じた「ねらい」と「内容」が新設され、前保育指針において抜け落ちてしまった3歳未満児の保育に関する記載が充実したものとなった。「3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容」では、前保育指針と比べ、「日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ」、「国旗

に親しむ」の2項目が追加され、3歳未満児に関する項目が削除された。文化や伝統は、子どもたちにとって身近な存在ではなく、普段の生活ではなかなか出会えないことが推察される。保育現場は子どもたちにそのような機会を提供する貴重な場としてますますその充実が図られるであろう。また、「内容の取扱い」が新設されたことで、「内容」にかかわる過程や留意点を考えることができるようになったのではないだろうか。

#### 4 まとめ

本研究は、保育所保育指針が2017(平成29)年に改定されたことを受け、1965(昭和40)年に策定されてからどのような変遷過程をたどってきたのかについて、社会的背景も含めて明らかにすることを目的としていた。また、保育内容が社会環境と密接に関係している領域「環境」が各改定においてどのように扱われてきたのか、また、どのような変更点が見受けられるのかを保育所保育指針の変遷過程から検討した。

その結果、保育所保育指針には策定時から一貫して、保育所保育の特性は「養護と教育を一体的に行うこと」と示されていることが分かった。子どもが長時間過ごすことが想定される保育所では、生命の保持と情緒の安定を図る養護は保育所保育の基盤である。そのうえで、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくことをどの保育指針においても大切にされていた。また、その時の社会状況に応じて、乳児保育や子育て支援等、保育に対する要請を受け止め、社会的役割を担ってきた過程が確認された。現在も、待機児童や虐待等、保育に関する課題は多く山積している。社会全体で子どもや子育てへの支援を強化する必要があるであろう。また、領域「環境」における保育内容に関しては、子どもの発達に応じた保育内容が示されたこと、社会の変化とともに自然や文化、伝統といった子どもたちにとって身近な存在ではなくなった対象を、保育の中に取り入れるよう示されてきたことが分かった。これまで、「自然」とのかかわりについて表記されたのは3歳以上児に対してのみであった。しかし、3歳未満児の保育内容に「感覚の働きを豊かにする」と示されており、五感を刺激する素材が豊富に内在する自然とのかかわりも取り入れてもいいのではないだろうか。その場合、自然とのかかわりの場が、子どもが安心して過ごせる場であることが前提に置かれていることは留意したい。

本研究は、保育所保育指針における歴史の変遷過程をたどることに留まった。今後は、指針・要領が実践現場ではどのように受け止められたのかについて詳細に検討していきたい。また、3歳未満児と自然とのかかわりに関する調査も行っていきたい。

## 引用・参考文献

- 後藤紀子 2018 保育内容に関する研究：「環境」領域に於ける学習内容の変遷と実態 心理社会的支援研究, 9, 39-53.
- 早瀬眞喜子・山本弥栄子 2016 幼稚園教育要領・保育所保育指針の変遷と保育要領を読み解く プール学院大学研究紀要, 57, 365-380.
- 亀崎美沙子 2011 戦後の保育所における保育内容：保育所保育指針発行以前に着目して 東京家政大学博物館紀要, 16, 27-43.
- 厚生労働省 2008 保育所保育指針 フレーベル館
- 厚生労働省 2008 保育所保育指針解説書 フレーベル館
- 厚生労働省 2107 保育所保育指針 フレーベル館
- 厚生労働省 2018 保育所保育指針解説 フレーベル館
- 厚生労働省 2018 保育所等関連状況取りまとめ(2019年8月6日閲覧) <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000350592.pdf>
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 2017 保育所保育指針の策定について(2019年7月12日閲覧) [https://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing\\_hyk/reference/29-1s1.pdf](https://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/29-1s1.pdf)
- 厚生省 1999 保育所保育指針 フレーベル館
- 文部科学省 2008 幼稚園教育要領解説 フレーベル館
- 文部科学省 2017 幼稚園教育要領解説 フレーベル館
- 森上史郎 2000 新しい教育要領・保育指針のすべてどう読み解き, どう実践に生かすか フレーベル館
- 本吉圓子 2014 池田祥子・友松諦道編著 戦後保育50年史第4巻保育内容と方法の研究 保育要領と実践 日本図書センター
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省 2017 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 フレーベル館
- 成田錠一・小林一・飯田和也・朽尾勲 1990 改定保育所保育指針解説 北大路書房
- 岡田正章 1978 植山つる・浦辺史・岡田正章編著 戦後保育の歴史 全国社会福祉協議会
- 岡田正章 2014 柴崎正行編著 戦後保育50年史第2巻保育制度改革構想 保育要領と実践 日本図書センター
- 下川歌史 2002 近代子ども史年表 1926-2000 昭和・平成編 河出書房新社
- 中央児童福祉審議会保育所保育指針検討小委員会 2014 池田祥子・友松諦道編著 戦後保育50年史第4巻保育制度改革構想 保育要領と実践 日本図書センター
- 余公敏子 2011 保育所保育指針の変遷と保育課程に関する考察 飛梅論集, 11, 41-57.
- 全国社会福祉協議会保育の友編集部 1965 「保育所保育指針」全文とその見方 全国社会福祉協議会